



Contents

- 1. 金融機関とサイバーセキュリティ
- 2. 金融機関のサイバーセキュリティへの取組み
- 3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備に向けて

- ※本講演資料は、組織を代表してのものではなく、現時点での私の個人的な考えを述べたものです。
- ※本公演資料の中でお話する事例は、個別の特定クライアントに係る話ではありません。



1. 金融機関とサイバーセキュリティ

金融機関

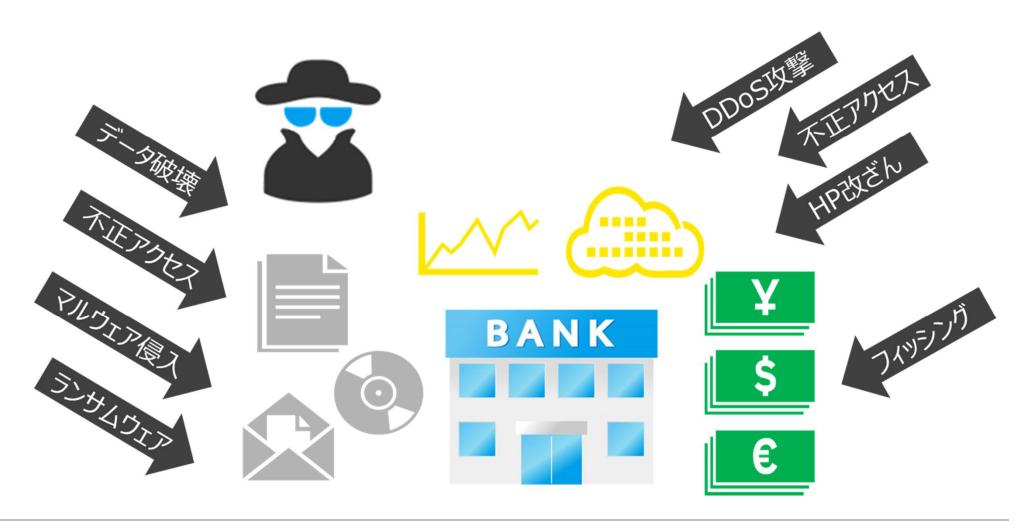
- ▶ 金融取引に関する業務を営む組織
- 都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、 保険会社、証券会社、ノンバンク、などなど
- ▶ お金と情報を持っている ←だから狙われる





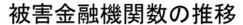
金融機関へのサイバー攻撃ベクトル

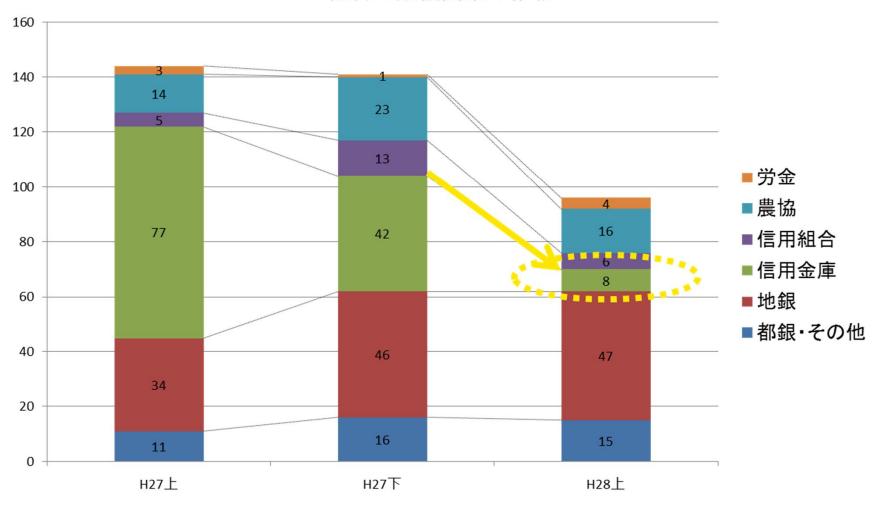
▶ 直接的に金銭を狙う攻撃、情報窃取(顧客情報・機密情報等)、妨害行為等々いろいろ





2016上半期インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況

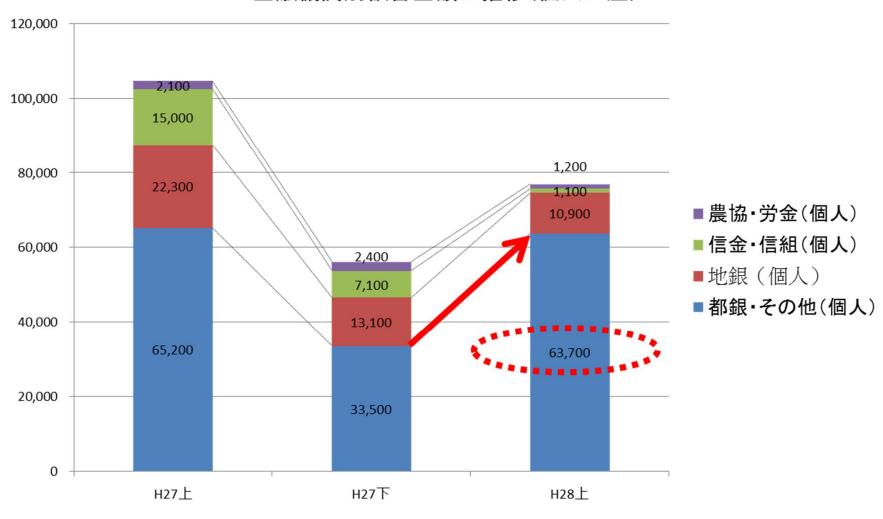






2016上半期インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況

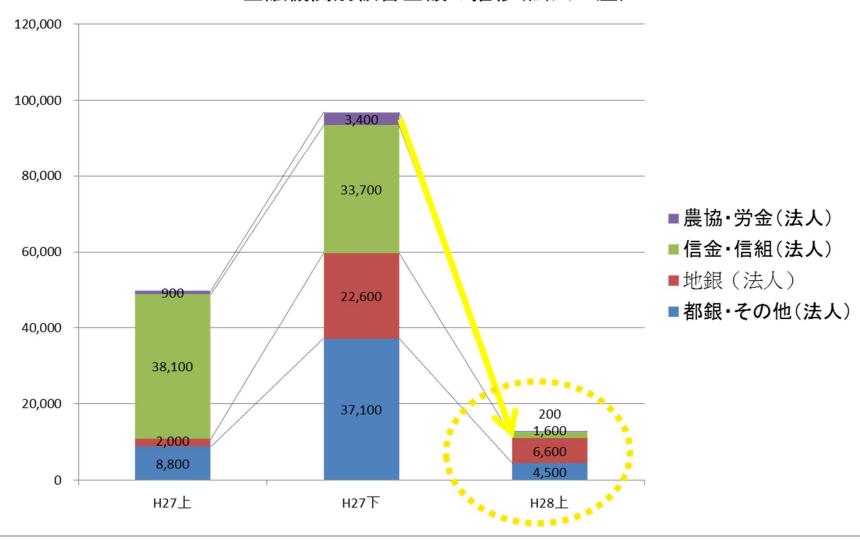
金融機関別被害金額の推移(個人口座)





2016上半期インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況

金融機関別被害金額の推移(法人口座)





金融機関とサイバーセキュリティ規制

▶ 金融業は金融庁の免許・許可事業であり、金融庁の金融行政の下で事業を行っている。



法令•指針等

金融検査マニュアル関係

- ・ 1 預金等受入金融機関に係る検査マニュアル(PDF5,257KB) 項目別
 - ▼ 1 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)(PDF:1,219KB)

 - ・ 金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)項目別

監督指針・事務ガイドライン

監督指針

主要行等向けの総合的な監督指針

本文(<u>HTML版</u>· PDF版(4,456KB)) <u>様式·参考資料編</u>

英語版(外国銀行支店関連箇所)(153KB))

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する主要行等向けの総合的な監督指針の特例措置について (HTML版・電 PDF版(21KB))

金融庁HPより引用



金融機関とサイバーセキュリティ規制

▶「サイバー攻撃は金融システム全体に対する最大の脅威の一つ」

平成28事務年度 金融行政方針

主なポイント



平成28年10月 金融庁 IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

echへの対応

ech(金融・IT融合)の動きが、金融の姿を今後大きく変えていくことが見込まれる

はサービスのイノベーションを通じて、国民にとってより良いサービスの提供が図られるよう、必要と制度面の対応について機動的に検討するとともに、決済インフラの高度化、新たな金融技術の活推進

- ➤ FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の形成に向けた取組みを継続

(2) サイバーセキュリティの強化

- サイバー攻撃は金融システム全体に対する最大の脅威の一つ
- ▶ 金融分野のサイバーセキュリティの底上げを図るため、初の金融業界横断的な演習を実施

(3) アルゴリズム取引等への対応

▶ アルゴリズムを用いた高速な取引について、欧米における規制等の動向も踏まえ、対応を検討

金融庁HPより引用



「重要インフラ事業者」としての金融機関

セプター特性把握マップ											金融			
ピノター行任だ権マッノ										銀行等	証券	生命保険	損害保険	
重要インフラ分野		情報通信			金融				鉄道	電力	金融CEPTOAR連絡協議会			숲
事業の範囲	電気通	宮 放送		銀行等	証券	生命保険	損害保険	航空	鉄道	電力	銀行等	証券	生命保険	損害保険
名称	T- CEPTOAR	ケーブル テレビ CEPTOAR	放送 CEPTOAF		証券	R連絡協議 生命保険 CEPTOAR		航空分野 における CEPTOAR	鉄道 CEPTAOR	電力 CEPTO		CEPTOAR		
事務局	(一社) ICT-ISAC	(一社) 日本ケーブ	(一社) 日本民間	(一社)	日本証券 業協会 I T統括部	(一社) 生命保険 協会 総務部組織	(一社) 日本損害 保険協会	主期航空 協会	(一社) 日本鉄道 電気技術 協会	電気事 連合会 情報通信	(一社) 全国銀行 協会	日本証券 業協会 I T統括部	(一社) 生命保険 協会	(一社) 日本損害 保険協会
	24社・団体 (固定系の おけつか25	((一社)日 本ケーブルテ	194社 1団体 (日本放送 協会、地上	用金庫、信	260社 7機関 (金融商品 取引業者、		本損害保険		22社 1団体 (鉄道事業 者22社、1	12社 2機及 (一般電 事業者、	事務・決裁シ ステム部		総務部組織 法務グループ	I T推進部 品質グループ
構成員(内訳)		会員ケーブル テレビ事業	系民間基幹 放送事業者 (一社)日本 民間放送達 望)	金、商工中金、農協	取引所等証 券関係機 関)	の定款に定める社員および特別会員)	システム委員		団体)	本原電(表 電源開発 (株)、電 (株)、連合 電力中央 究所)	1,433社	260社 7機関	41社	29社 (オブザーバ 3 社含む)
緊急窓口		2012年12月		2007年4 運用額約							(銀行、信 用金庫、信	(金融商品 取引業者、	((一社)生 命保険協会	((一社)日 本損害保険
情報の取扱	運用開始 2007年	運用開始 2012年	2007年	2007年	2007年	2007年	2007年	2007年	2007年	2006	用組合、労金、商工中	取引所等証 券関係機 関)	の定款に定め る社員および 特別会員)	協会 情報 システム委員 会参加会 社)
連絡手段	1月制定	11月制定 メール 電話	3月制定 メール 電話	3月制定 メール WEB	3月制定 メール WEB	3月制定 メール 電話 FAX 携帯電話	3月制定 メール WEB	3月制定 メール	3月制定 メール	9月制:メール 携帯電	金、農協等)			

http://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/cc_ceptoar.pdf



「重要インフラ事業者」としての金融機関

▶ 2020オリパラを視野に、第3次行動計画の枠組みを維持しつつ、取組を強化・改善。

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る 第4次行動計画(案)

パブコメ〆切: 平成29年2月16日(木)17時

平成 年 月 日 サイバーセキュリティ戦略本部

Ⅱ. 本行動計画の要点
Ⅲ. 計画期間内に取り組む情報セキュリティ対策11
1. 安全基準等の整備及び浸透
1.1 指針の継続的改善
1.2 安全基準等の継続的改善
1.3 安全基準等の浸透12
2. 情報共有体制の強化
2.1 本行動計画期間における情報共有体制13
2.2 情報共有の更なる推進
2.3 重要インフラ事業者等の活動の更なる活性化15
3. 障害対応体制の強化
3.1 分野横断的演習の改善
3.2 セプター訓練17
 リスクマネジメント及び対処態勢の整備
4.1 リスクマネジメントの標準的な考え方18
4.2 リスクマネジメントの推進
4.3 本施策と他施策による結果の相互反映プロセスの確立22
5. 防護基盤の強化
5.1 重要インフラに係る防護範囲の見直し
5.2 広報広聴活動の推進
5.3 国際連携の推進
5.4 セキュリティ・パイ・デザインの推進
5.5 経営層への働きかけ
5.6 人材育成等の推進
5.7 マイナンバーに関するセキュリティ確保
5.8 規格・標準及び参照すべき規程類の整備



「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画(案)」

- 重要インフラ防護に責任を有する政府と自主的な取組を進める重要インフラ事業者等との共通の行動計画。
- 重要インフラの防護にあたっては、サービス提供に必要な情報システムについて、サイバー攻撃等による障害の発生を可能な限り減らすとともに、障害発生の早期検知や、障害の迅速な復旧を図ることが重要。
- ▶「機能保証」:重要インフラサービスを安全かつ持続的に提供するための取組みで、各関係主体が重要インフラサービスの防護や機能維持を確約することではなく、各関係主体が重要インフラサービスの防護や機能維持のためのプロセスについて責任を持って請け合うことを意図している。すなわち、各関係主体が重要インフラ防護の目的を果たすために、情報セキュリティ対策に関する必要な努力を適切に払うことを求める考え方。



重要インフラ事業者等(経営層)に求められる取組

- ▶ 経営層が積極的に関与し、情報セキュリティに係るリスクへの備えを経営戦略として位置付け、リスクアセスメントの結果を踏まえたリスク低減等の対応を戦略的に講じるとともに、サイバー攻撃等に遭遇した場合であっても、重要インフラサービスの安全を確保し、かつ、自ら及びステークホルダーが許容できない停止・品質低下を可能な限り生じさせずに重要インフラサービスの提供を継続できるように、適切な対処態勢を整備することなどが求められる。また、経営層は、情報セキュリティ対策に係る内部統制システムを整備した上、こうした機能保証のための取組が適切に講じられていることについて、自らのステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たすことが重要である。
- 機能保証の観点から適切な対処態勢を整備するためには、リスクマネジメントのプロセスにおけるリスクアセスメント、リスクコミュニケーション及び協議、モニタリング及びレビュー等の取組を強化・推進することが求められる。



重要インフラ事業者等の経営層の在り方一①

- 経営層は、以下の項目の必要性を認識し、実践すること。
- ▶ 自らの状況を正しく認識し、活動目標を主体的に策定するとともに、各々必要な取組の中で定期的に自らの対策・施策の進捗状況を確認する。また、他の関係主体の活動状況の把握に努め、相互に自主的に協力する。
- 重要インフラサービス障害の規模に応じて、情報に基づく対応の5W1Hを理解しており、 重要インフラサービス障害の予兆及び発生に対し冷静に対処ができる。多様な関係主体 間でのコミュニケーションが充実し、自主的な対応に加え、他の関係主体との連携や統制 の取れた対応ができる。
- ▶ 情報セキュリティの確保は経営層が果たすべき責任であり、経営者自らがリーダーシップを発揮し、機能保証の観点から情報セキュリティ対策に取り組むこと。



重要インフラ事業者等の経営層の在り方一②

- ▶ 自社の取組が社会全体の発展にも寄与することを認識し、サプライチェーン(ビジネスパートナーや子会社、関連会社)を含めた情報セキュリティ対策に取り組むこと。
- ▶ 情報セキュリティに関してステークホルダーの信頼・安心感を醸成する観点から、平時における情報セキュリティ対策に対する姿勢やインシデント発生時の対応に関する情報の開示等に取り組むこと。
- 上記の各取組に必要な予算・体制・人材等の経営資源を継続的に確保し、リスクベースの考え方により適切に配分すること。

内閣官房及び重要インフラ所管省庁は、重要インフラ事業者等の経営層に対して情報セキュリティに関する意識を高めるように働きかけを行うとともに、そのような働きかけを通して知見を得て、重要インフラ防護施策を実態に即した実効的なものとする。

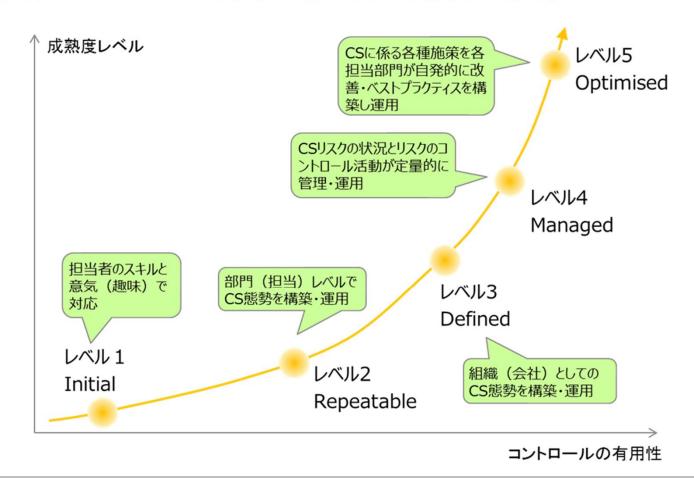




2. 金融機関のサイバーセキュリティへの取組み

金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢の成熟度は?

▶ 金融機関全体としてサイバーセキュリティ管理態勢整備が進む一方で、金融機関間の格差は大きく(レベル1? ~ 5?)、その差は広がる傾向にある。





今、金融機関の現場では















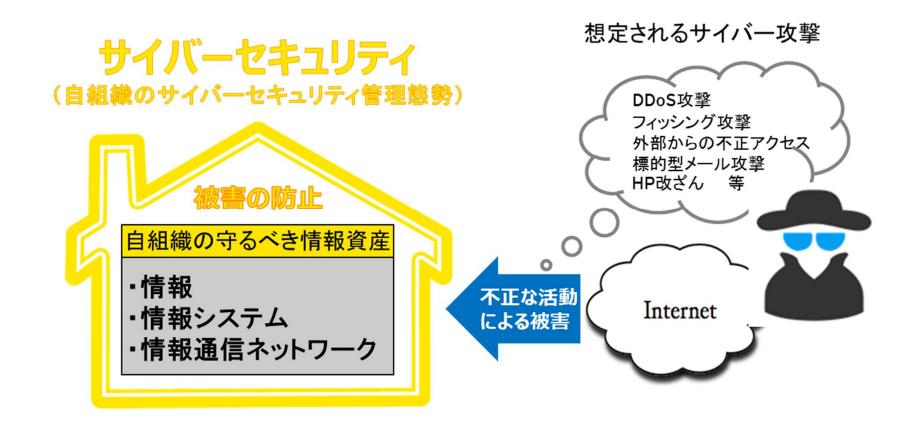






3. サイバーセキュリティ管理態勢の整備に向けて

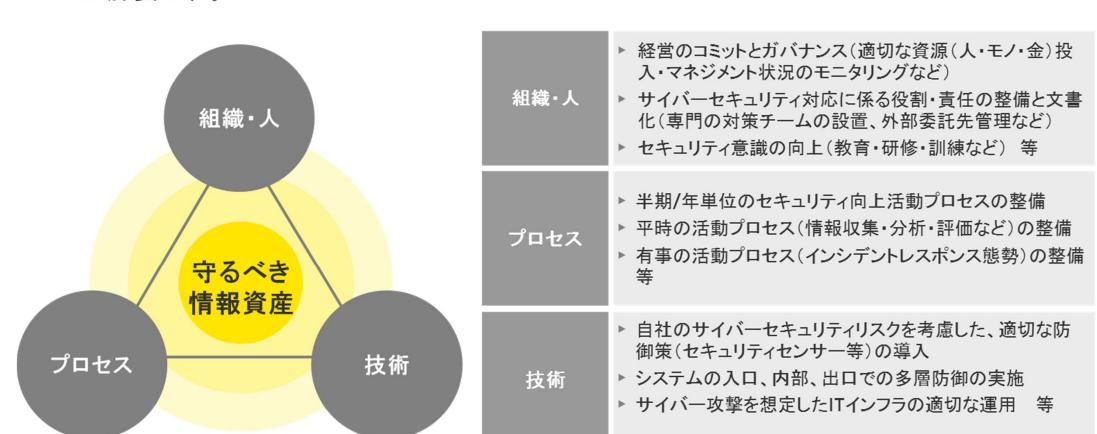
サイバーセキュリティ管理態勢





サイバーセキュリティ管理態勢

サイバー攻撃による脅威に適切に対応するためには、「組織・人」、「プロセス」、「テクノロジー」の3つのパラメータがバランス良く構成されたサイバーセキュリティ管理態勢の構築が肝要です。





サイバーセキュリティ管理態勢整備へのステップ

- サイバーセキュリティ管理態勢の整備は、次の4ステップで進めます。
- ▶ 自組織の現在地(Start)と目指すべき姿(Goal)、投入するリソース(社内・社外)により、 改善に要する時間・コストが変わります。

ここを端折らない(リスクベースアプローチの入口)

①自組織のサイバーセ キュリティ管理態勢の現 状評価

- ► 監督当局が求める水準と の乖離
- ▶ 同業他社との位置関係
- 自組織が保有する情報資産とサイバー攻撃により 生じうる被害(リスク)の現状

②改善計画の策定

- ▶ 目指すべき姿の明確化
- ▶ 段階的改善(スモールス タート)
- ▶ 推進体制の整備(ヒト・モノ・カネ)
- ▶ 経営のコミット

③改善計画の推進(態勢 整備)

- ▶ 既存のプロセスを活用
- ▶ 効果の大きな施策から順次整備
- ► 「組織・人」、「プロセス」、 「技術」を並行して進める
- ▶ 外部サービスの利用も選択肢(こ(SOC、フォレンジック等)

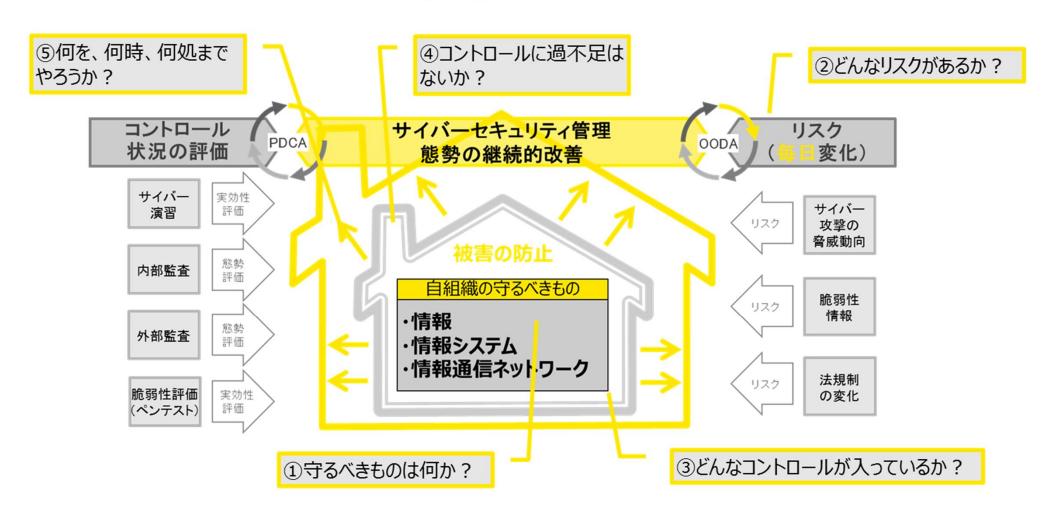
④サイバーセキュリティ の運用と環境変化を踏ま えた継続的改善

- ▶ サイバー攻撃対応に向け た実効性確保
- ▶ 攻撃者の変化への対応
- ▶ レギュレーションの変化への対応



サイバーセキュリティ管理態勢整備へのステップ

リスクアセスメントのアプローチ(①~⑤)を端折らずに実施。





(まとめ)サイバーセキュリティ管理態勢構築に向けたポイント

- ▶ サイバー攻撃の対象を明確化 → リスク評価 → リスク低減策を検討
 - 守るもの(業務の継続、重要情報、お金など)は何か、どのような攻撃者から、どのように(手段) 守るか
- ▶ サイバーセキュリティ全体を俯瞰し、自組織の現在地を把握
 - サイバーセキュリティを構成する「ガバナンス」・「マネジメント」・「オペレーション」全体を対象に
 - サイバーセキュリティのイネーブラである「組織・人」・「プロセス」・「技術」を切り口に
 - ▶ 具体的活動状況をたな卸し・把握(モレは無いか、深度は十分か)
- ▶ 経営層による意思決定と戦略の遂行
 - ▶ サイバーセキュリティ戦略は経営計画(中計など)に組み込み、経営主導で推進
 - 「ガバナンス」・「マネジメント」・「オペレーション」を適切なサイクル・バランスで運用



EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、 監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2017 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的ダスアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的ダスアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談がださい。

Contact

新日本有限責任監査法人 金融アドバイザリー部 サイバーセキュリティチーム

Tel: 03 3503 1138

Japan FSO Cybersecurity Leader シニアマネージャー

小出 哲也

E-mail: koide-ttsy@shinnihon.or.jp

